

印鑑登録申請の流れ

地縁による団体（自治会・町内会など）

【登録印鑑について】

登録できる数量は1個

※以下のいずれかに当てはまる印鑑は認可地縁団体印鑑として登録できません。

- ① ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの
- ② 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、又は1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの
- ③ 印影を鮮明に表しにくいもの
- ④ その他認可地縁団体印鑑として適当でないもの

市役所

(参考)

代表者以外に登録申請が可能な資格者

- 職務代行者
 - 仮代表者
 - 特別代理人
 - 清算人
- 裁判所により選任。

- 代理人
- 認可地縁団体の代理人が定めてあり、告示されている場合

※ 代表者の委任状が必要です。

印鑑登録申請書の提出

【提出書類】

認可地縁団体印鑑登録申請書

【注意事項】

- 代表者本人が申請してください。
※顔写真付きの公的な身分証明書（運転免許証等）を持参してください。
- 登録しようとする認可地縁団体印鑑を持参してください。

提出

申請先

各市民センター または、
南砺で暮らしません課

申請書類審査

申請者の資格、本人確認
印鑑原票の作成

- ★ 申請書類審査
- ★ 決裁

認可地縁団体印鑑登録証明書の請求（必要な場合）

※ 決裁後に発行することができます。
決裁には1週間ほど必要です。